

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事(福山沼隈道路)及び県道熊野瀬戸線改築工事の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和3年5月17日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 県道福山沼隈線改築工事・福山鞆線改築工事（福山沼隈道路）及び県道熊野瀬戸線改築工事の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省中国地方整備局長から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通省中国地方整備局長の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・本件事業には、県道のバイパス機能としての効果があるほか、福山道路と一体となって一般国道2号のバイパス機能としての効果も発揮するのではないかと。